

金沢市監査公表第14号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の38第6項の規定により、金沢市長から監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知があったので、次のとおり公表します。

令和6年10月11日

金沢市監査委員 西尾 昭浩
金沢市監査委員 中村 哲郎
金沢市監査委員 高 誠
金沢市監査委員 源野 和清

1 包括外部監査

(その1)

- (1) 措置通知があった年月日 令和6年8月30日
(2) 措置を講じた局等 福祉健康局介護保険課
(3) 監査結果の公表年月日 令和6年5月13日（令和6年監査公表第8号）
(4) 監査の結果及び措置の内容

監査の結果（指摘事項等）	措置の内容（改善等内容）
随意契約の理由の記録 意見30（106ページ） 随意契約の理由に、電話による聞き取り調査の結果を記録する必要がある。	印刷等業務委託のうち、県内業者の設備保有状況の調査結果に基づき随意契約とする場合、随意契約理由に調査結果を記録することで、契約方法の選定根拠を明確化した。

(その2)

- (1) 措置通知があった年月日 令和6年9月2日
(2) 措置を講じた局等 都市整備局建築指導課
(3) 監査結果の公表年月日 平成30年4月11日（平成30年監査公表第8号）
(4) 監査の結果及び措置の内容

監査の結果（指摘事項等）	措置の内容（改善等内容）
意見（64ページ） 空き家対策について、関係課の既存事業を含めて費用対効果を検証するとともに、空き家や跡地の有効活用策なども含め、人口増加につながる空き家対策のあり方について検討する必要がある。	関係課と空き家の指導状況や施策に関する情報を共用するためのワーキングチームを編成し、これまでに危険な空き家のうち86件を対象に補助制度を利用した解体を進めた。 一方、地域力再生課と連携し、学生が地域に愛着を持ち、卒業後の定住及び人口増加につながる施策として、空き家を活用した学生向けシェアハウスに対する支援制度を令和6年4月に創設した。

(その3)

- (1) 措置通知があった年月日 令和6年9月3日
 (2) 措置を講じた局等 都市整備局建築指導課
 (3) 監査結果の公表年月日 令和4年4月11日（令和4年監査公表第5号）
 (4) 監査の結果及び措置の内容

監査の結果（指摘事項等）	措置の内容（改善等内容）
<p>意見（144ページ） 地域連携空き家等活用支援事業について、制度創設以降、1件も実績がないことから、制度の大幅な見直しが必要である。</p>	<p>令和5年4月から補助対象事業者にNPO法人を加え、協定締結期間を短縮するとともに、地域にある空き家の活用をサポートする「町会向けの空き家相談窓口」を開設した結果、NPO法人から補助金の交付申請があり、改修後は地域住民等の交流の場として活用されている。</p> <p>さらに、令和6年4月からは動産処分を行う費用の一部を補助対象に追加し、空き家所有者側にもメリットのある制度として、見直しを行った。</p>

（その4）

- (1) 措置通知があった年月日 令和6年9月3日
 (2) 措置を講じた局等 市民局保険年金課
 (3) 監査結果の公表年月日 令和6年5月13日（令和6年監査公表第8号）
 (4) 監査の結果及び措置の内容

監査の結果（指摘事項等）	措置の内容（改善等内容）
<p>消滅時効完成を防ぐ措置の徹底 意見11（64ページ） 上席者による時効リストの定期的なモニタリング等により、国民健康保険料の不納欠損処理額を減らすよう注力する必要がある。</p>	<p>国民健康保険事務処理標準システムから出力される時効一覧を活用した係長による定期的なモニタリングを導入し、時効の完成を防ぐための催告や財産の差押えを担当者に指示する運用に改めた。</p>
<p>外国語による催告 意見12（65ページ） QRコードを印刷し、外国語による支払方法が記載されたサイトへ誘導すること等により、日本語が不得手な滞納者に対する催告が有効になるような施策を検討する必要がある。</p>	<p>外国語による支払方法が記載されたウェブサイトへ繋がる二次元コードを督促状等に印刷し、日本語が不得手な滞納者にもその内容が伝わるよう見直した。</p>
<p>随意契約の理由の記録 意見13（66ページ） 随意契約の理由に、電話による聞き取り調査の結果を記録する必要がある。</p>	<p>印刷等業務委託のうち、県内業者の設備保有状況の調査結果に基づき随意契約とする場合、随意契約理由に調査結果を記録することで、契約方法の選定根拠を明確化した。</p>

<p>オンライン申請の普及に向けた広報 意見14 (66ページ)</p> <p>市民に対し、オンライン申請ができる旨を広報する等して、オンライン申請の普及に一層努める必要がある。</p>	<p>国民健康保険に関する申請について、保険料の仮算定・本算定及び保険証更新時に同封するチラシや「まちぐるみ福祉活動ガイドブック」などの刊行物にオンライン申請を案内する文書を掲載するとともに、各種申請書類を郵送する際の添書にもオンライン申請ページにアクセスできる二次元コードを掲載し、併せてオンライン申請の勧奨チラシを作成して窓口で配布した。</p>
<p>情報システムに係る各種ログのモニタリング 意見15 (67ページ)</p> <p>システムへのアクセスの失敗、システムの警告及びシステムの障害等、一定の特性をもつアクセスログだけでも、モニタリングを実施することを検討する必要がある。</p>	<p>国民健康保険事務処理標準システムについて、保守業者が提供可能なアクセス失敗ログなどを定期的にモニタリングする体制を整え、監視を行うこととした。</p>
<p>オンライン申請の普及に向けた広報 意見16 (71ページ)</p> <p>市民に対し、オンライン申請ができる旨を広報する等して、オンライン申請の普及に一層努める必要がある。</p>	<p>後期高齢者医療保険に関する申請について、「まちぐるみ福祉活動ガイドブック」にオンライン申請を案内する文書を掲載した。</p>

(その5)

- (1) 措置通知があった年月日 令和6年9月4日
- (2) 措置を講じた局等 こども未来局子育て支援課
- (3) 監査結果の公表年月日 令和6年5月13日 (令和6年監査公表第8号)
- (4) 監査の結果及び措置の内容

監査の結果 (指摘事項等)	措置の内容 (改善等内容)
<p>指摘事項01 (84ページ)</p> <p>職務の変更、退職等により不要となった利用者のアクセス権限を直ちに取り消すとともに、今後、アクセスを許可するための利用者の登録及び登録抹消に関し、過不足なく実施できる取組みを行う必要がある。</p>	<p>不要な利用者のアクセス権限については、令和5年度末に直ちに取り消した。</p> <p>今後、利用者の登録及び登録抹消については、人事異動に併せて速やかに行い、適正に管理することとした。</p>

<p>意見19 (81ページ)</p> <p>将来において、違約金の減免の適否を判断する場合に備えて、滞納している期間中から、滞納の具体的な理由を把握するように努め、その理由に応じた証明書等の提出を求めるとともに、交渉記録に記録しておくことで、減免の適否を判断する根拠資料を整備しておく必要がある。</p>	<p>年1回行っている違約金発生のお知らせに併せ、債務者の状況を把握し、滞納理由の証明となる書類を提出させ、交渉記録に残すこととした。</p>
<p>意見22 (82ページ)</p> <p>現行の民法の規定に合わせて、例えば「時効(債権者が権利を行使することができることを知った時から5年)」といった内容に変更する必要がある。</p>	<p>滞納者に対する償還指導マニュアルである「令和6年度母子・父子・寡婦福祉資金貸付金滞納指導について」の時効に関する記載を現行の民法に合わせて変更した。</p>
<p>意見23 (83ページ)</p> <p>分割納入を容認する際は、債務者から疎明資料を提出させることを原則とする必要がある。</p>	<p>分割納入の申出の際には、理由を詳しく記した疎明書や疎明資料を提出させ、分割納入の容認をこれまで以上に適正に判断することとした。</p>
<p>意見24 (84ページ)</p> <p>時効期間が満了したことがやむを得ないといえる債権の有無を把握し、「母子父子寡婦福祉資金貸付金に係る債権の放棄について」を踏まえながら、不納欠損処分の実施を検討する必要がある。</p>	<p>令和5年度末より、「母子父子寡婦福祉資金貸付金に係る債権の放棄について」を踏まえ、金沢市財務規則に基づき、みなし消滅による不納欠損処分を実施した。</p>
<p>意見25 (85ページ)</p> <p>システムへのアクセスの失敗、システムの警告及びシステムの障害等、一定の特性をもつアクセスログだけでも、モニタリングを実施することを検討する必要がある。</p>	<p>利用者ID、ログオン・ログオフの日時及び操作内容等のアクセスログの確認を定期的かつ適切に行うこととした。</p>